

## 吉野川市防災行政無線施設遠隔制御装置の設置及び運用

### 並びに消防団員招集メール配信の運用に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と徳島中央広域連合（以下「乙」という。）とは、吉野川市防災行政無線施設遠隔制御装置の設置及び運用並びに消防団員招集メール配信の運用について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、防災行政無線施設遠隔制御装置の設置及び消防団員招集メール配信により、火災発生時における情報伝達を的確に行い、もって消防団員の出動を迅速かつ円滑にし、消防活動を充実させることを目的とする。

#### （設置場所）

第2条 甲は、徳島中央広域連合消防本部通信指令室に遠隔制御装置を設置する。

2 乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所の提示のうえ、協議するものとする。

#### （運用）

第3条 乙は、吉野川市内において次の火災の発生を覚知したときは、別表に掲げる区割りにより、直ちに緊急放送を行うものとする。

(1)建物火災

(2)林野火災

(3)前各号に定めるもののほか消防団の応援を必要とする火災

2 乙は、緊急放送を行う場合、火災発生場所、火災種別を、明確に2回以上繰り返し行うものとする。

3 第1項各号の火災が発生した場合は、別表に掲げる区割りにより、消防団員招集メールを配信するものとする。

#### （維持管理）

第4条 遠隔制御装置の維持管理は、乙が行うものとし正常に機能を維持するため、必要に応じ点検を行う。

2 修繕費及び保守点検に要する経費は、甲の負担とする。

#### （無線従事者）

第5条 甲が、遠隔制御装置の運用を委嘱する乙の無線従事者は、消防本部指令室に勤務する職員であり、かつ、第三級陸上特殊無線技師以上の資格を有するものとする。

#### （疑義の決定等）

第6条 この協定書の運用について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （適用）

第7条 この協定は、平成26年10月1日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

平成26年10月1日

甲 吉野川市長

川真田 哲哉



乙 徳島中央広域連合消防長 住友正吉

